

9. 福祉用具について

(1) 福祉用具貸与における競争を通じた価格の適正化について

福祉用具の貸与等については、社会保障審議会介護給付費分科会における「平成21年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成20年12月12日）により、以下のとおり取り纏められたところである。

【平成21年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）】

II 各サービスの報酬・基準見直しの基本方向

7. 福祉用具貸与・販売

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額になるケース等（いわゆる外れ値）が一部存在していること等を踏まえ、競争を通じた価格の適正化を推進するため、製品毎等の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、介護給付費通知における同一製品の貸与価格幅等の通知を可能とするなど、都道府県、市町村の取組を支援する。

また、福祉用具サービスの向上、貸与種目と販売種目の整理等保険給付の在り方については、状態像に応じたサービス提供の状況、メンテナンスに係る実態把握、有効性等について早急に調査研究を行い、「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」において、引きつづき議論・検討を行い、早急に必要な対応を行う。

これを踏まえ、福祉用具貸与価格については、競争を通じた価格の適正化を推進できるよう、今般の介護報酬改定に併せ、国保連合会介護給付適正化システム等を改修等を行うこととしている。

概要については、別添1のとおりである。また、改修イメージ（案）については、別添2のとおりであるので、適宜御確認いただきたい。

なお、本システムの稼働は、システム改修スケジュールの都合上、21年中となる予定である。稼働に当たり、本システムの詳細及び活用方法等についての担当者会議を開催し、詳細をお示しする予定であるので、各都道府県及び保険者におかれましてはご協力をお願いするとともに、同システムの積極的なご活用をお願いしたい。

【改修概要】(現時点での改修内容案)

○ 福祉用具貸与費一覧表

<情報の拡充>

- ① 全国、都道府県、保険者毎に
- ② その月の製品価格の分布がどのようになっているのか
を把握できる情報を追加する。

<検索方法の拡充>

- 都道府県及び保険者が検索を行いやすいよう、
 - ① 製品毎の価格幅がどの程度あるのか
 - ② どの事業所から提供されているのか
 - ③ 利用者は誰であるのか(注1)を把握できる一覧表を追加する。

- また、都道府県及び保険者が貸与価格の実態把握を絞り込んで行えるよう、「福祉用具貸与費一覧表」に、調べたい価格帯で提供される製品・事業所を抽出可能とする等、検索方法を拡充する。

○ 介護給付費通知

福祉用具の価格情報を追加することを可能とし、(注2)

- ・ 全国、都道府県及び市町村と比較し、費用額(注3)が分布のどこに位置するのか 等

を把握可能とする。

(注1) プライバシー保護の観点から、利用者の把握は被保険者が所在する保険者のみ可能

(注2) 活用に当たってはインターフェイスの変更が必要

(注3) 保険給付額と自己負担額の合計額

国保連合会介護給付費適正化システム「福祉用具貸与費一覧表」の改修イメージ（案）

○ 検索用に新たに出力可能とする一覧表

上記一覧表に加え、より詳細な貸与費の状況を把握出来るよう、以下の帳票を追加する。

1 品目別 福祉用具貸与費一覧表

- ・製品毎の価格分布の状況を把握する。

福祉用具貸与費一覧表（品目別）

品目コード	品名	貸与枚数	申込小高価格	貸与価格											
				最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格		
00170-00000	ベッドリフト用ローラー（標準型）	200	31,000	24	200	60	300	74	300	74	50	24	200	60	300
00170-00030	スリッパ用ローラー（標準型）	300	48,000	100	60	800	200	100	50	800	174	100	20	800	200
00170-00000	ベッドリフト用ローラー（標準型）	800	16,000	50	24	300	62	50	24	300	60	50	24	300	62

2 事業所別及び品目別 福祉用具貸与費一覧表

- ・検索したい価格範囲（例えば外れ値）に存在する製品を提供しているのはどの事業所であるかを把握する。
- ・また、当該事業所ではその他にどのような価格で製品を提供しているのかを把握する。

福祉用具貸与費一覧表（事業所別）

品目コード	品名	貸与枚数	申込小高価格	貸与価格											
				最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格		
00170-00000	ベッドリフト用ローラー（標準型）	20	31,000	24	200	60	300	74	300	74	50	24	200	60	300
00170-00030	スリッパ用ローラー（標準型）	30	48,000	100	60	800	200	100	50	800	174	100	20	800	200
00170-00000	ベッドリフト用ローラー（標準型）	60	16,000	50	24	300	62	50	24	300	60	50	24	300	62

3 被保険者が所在する保険者毎 福祉用具貸与費一覧表

- ・保険者毎に、どの利用者がどこの事業所からどのような価格で製品を提供されているのかを把握する。

福祉用具貸与費一覧表（被保険者所在保険者）

品目コード	品名	貸与枚数	申込小高価格	貸与価格											
				最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格	最低価格		
00170-00000	ベッドリフト用ローラー（標準型）	20	31,000	24	200	60	300	74	300	74	50	24	200	60	300
00170-00030	スリッパ用ローラー（標準型）	30	48,000	100	60	800	200	100	50	800	174	100	20	800	200
00170-00000	ベッドリフト用ローラー（標準型）	60	16,000	50	24	300	62	50	24	300	60	50	24	300	62

介護給付費通知書（福祉用具貸与品目）（案）

〇〇 〇〇 様（被保険者番号：14207700XX）

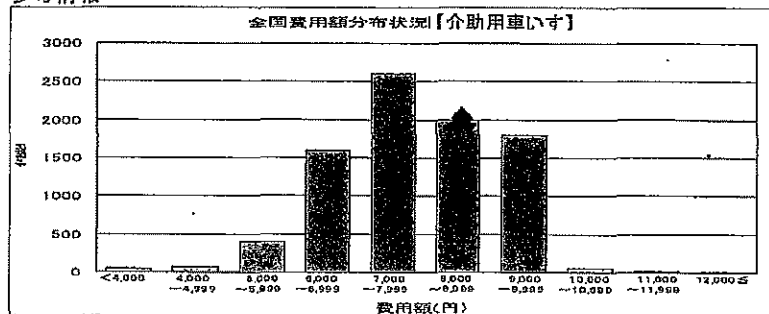
- このお知らせは、あなたが利用する製品と同じものの費用額の分布と、あなたの費用額が分布のどこに位置するかを知っていただくためのものです。

平成 20 年〇 月分

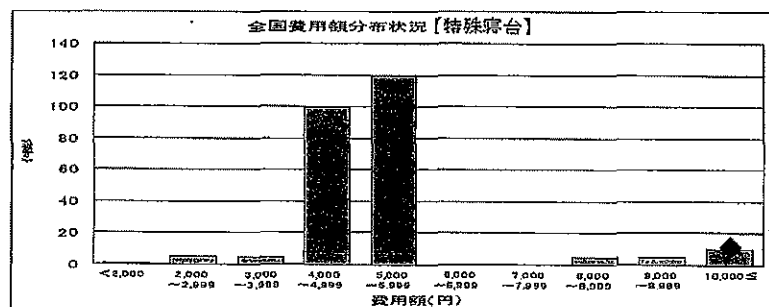
【あなたが利用した福祉用具と費用】

サービス事業所	TAISコード	福祉用具商品名	費用額
福祉用具貸与事業所	99999-999999	介助用車いす	8,000
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台	10,500
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台付属品	2,000

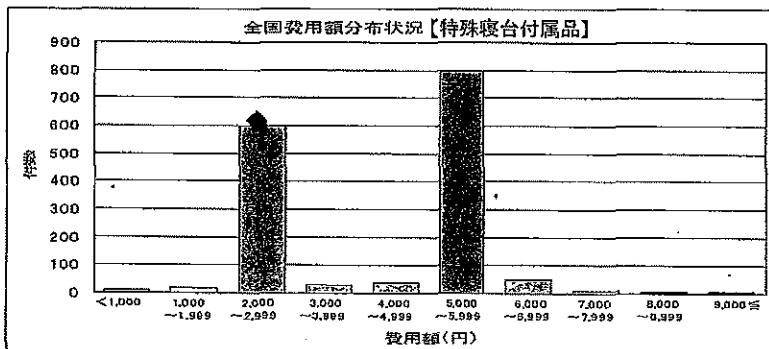
参考情報



	全国	都道府県	保険者
請求件数	10,000	1,000	100
最低費用額	2,000	2,500	2,000
最頻費用額	7,500	7,500	7,000
最高費用額	120,000	100,000	100,000
平均費用額	12,220	10,250	9,700



	全国	都道府県	保険者
請求件数	500	80	10
最低費用額	1,000	1,000	1,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	12,500	11,500	11,000
平均費用額	4,500	4,167	4,000



	全国	都道府県	保険者
請求件数	2,000	500	10
最低費用額	500	1,000	2,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	10,000	10,000	9,500
平均費用額	3,500	3,667	3,833

※ 費用額は、あなたが福祉用具をレンタルされた際にお支払いになった金額と保険給付額の合計額を記載しています。（特別地域加算分を除く。）

※ 右の表では、あなたが借りている福祉用具と同一製品の貸与価格について、全国、都道府県、保険者それぞれの範囲での、「最低費用額（最も安い価格）」、「最頻費用額（最も請求の多い価格）」、「最大費用額（最も高い価格）」、「平均費用額（平均値）」を表しています。

また、費用額には、搬入費、メンテナンス費等のサービス費用が含まれている場合もあり、また、価格の分布状況等により平均費用額等が必ずしも代表値とはいえない場合があります。

※ グラフでは、同一製品の価格について、それぞれの価格幅（横軸）について、どれくらい貸与されているのか（縦軸）を示しており、更にあなたが借りた価格（点）も示しています。なお、適正価格を表したものではありません。

（標準帳票のイメージ。記載する福祉用具数、注釈等は保険者により変更可能。）

(2) 平成21年度介護報酬改定に伴う福祉用具種目等の見直しについて

介護保険制度における福祉用具の種目、種類に係る見直しについては、事業者、自治体等からの要望調査を踏まえ、専門家等から構成される「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」(平成20年10月8日、同年同月21日に開催)において議論頂き、当該結論を第58回社会保障審議会介護給付費分科会(平成20年11月14日)へ報告したところである。これらを踏まえ、本年4月の介護報酬改定と併せ次の6つにつき新たに保険給付対象の範囲に含めるための告示改正等を行うこととしている。

また、告示改正にあたり平成21年2月20日までの間、介護報酬改定の内容と併せパブリックコメントを実施しているので、今般の見直しに当たりご活用されたい。

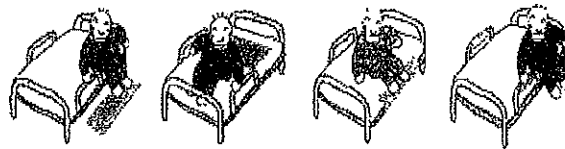
なお、詳細については、解釈通知等によりお知らせする予定であるので、ご留意願いたい。

○ 保険給付の範囲に含める福祉用具及び住宅改修 (イメージ)

1. 起き上がり補助装置



2. 離床センサー



3. 階段移動用リフト



4. 自動排泄処理装置



5. 入浴用介助ベルト



6. 引き戸等の新設

扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合、給付可能

(参考：第54回社会保障審議会介護給付費分科会提出資料（抜粋）)

第4回及び第5回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会での検討結果

○ 保険給付の対象とする方向として結論づけられたもの

告示種目・種類	要望内容	委員からの指摘事項等
【福祉用具(貸与)】		
・体位変換器	・起き上がり補助装置	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上の観点から、床等の上での使用に限定すべき。 ・比較的大きなスペースを要する特殊寝台を使用せずに、起きあがりの動作を補助できる。 ・特殊寝台導入せずとも起きあがりの動作を補助できるため、費用が低廉に抑えられるのではないか。
・認知症老人徘徊感知機器	・離床センサー	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症要介護者等を抱える家族にとって有用。 ・新たに開発された用具であるが、現行の告示種目においても、保険給付の対象に含まれるものである。
・移動用リフト(つり具の部分を除く。)	・階段移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の保険者が保険給付の対象としていることを鑑み、保険給付の対象とすることを明らかにし、さらに、安全性の確保を徹底すべき。 ・操作者は講習受講者に限る等、利用に当たっての安全性を確保すべき。
【特定福祉用具(販売)】		
・特殊尿器	・自動排泄処理装置(尿と便が自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・真に必要な者、(例えば排便に全介助を要する等)の利用に限定すべき。 ・衛生面等に問題がある製品が保険給付の対象とされないようにすべき。
・入浴補助用具	・入浴用介助ベルト	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者の安全性、負担軽減に資するものであり、非常に有用なものである。 ・入浴補助用具の一つとして位置付けられるが、他の入浴補助用具を代替する機能を有するものであるため、一概に費用が増加するとはいえないのではないか。
【住宅改修】		
・引き戸等への扉の取替え	・引き戸等の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・新設する場合は、他の改修と比較して費用が低廉に抑えられる場合があり、その場合に限り保険給付の対象とすべきではないか。

○ 検討会で議論したその他6つの福祉用具・住宅改修の種目、種類については、検討の結果、保険給付の対象としない方向として結論づけられた。

(3) 福祉用具等の使用における安全性の確保について

① 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故について

消費生活用製品（一般消費者の生活の用に供される製品）の使用により、死亡、重傷、火災等の事故が生じた場合には、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として、経済産業省より公表されているところである。

福祉用具貸与・販売及び住宅改修（以下「福祉用具等」という。）における福祉用具及び使用部材（製品）は、消費生活用製品に該当するものであり、当方としても、福祉用具等に係る重大製品事故が起きた場合は、経済産業省からの情報提供に基づき、注意喚起とともに使用に当たっての安全性の確保等につき、各都道府県、関係団体に対し周知するとともに、各都道府県に対し管内市町村、関係団体、利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いしているところである。

各都道府県・保険者におかれては、同法の内容及び当該事故情報にご留意されるとともに、福祉用具等が利用者の心身状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、継続的な使用状況の確認等により利用者が適切に使用でき、福祉用具等の利用に当たっての安全性が確保されるよう、ご尽力をお願いしたい。

② 福祉用具臨床的評価事業の実施について

福祉用具の製品欠陥、誤使用等による事故事例を踏まえ、使用に当たっての安全性を確保し、利用者の保護を図ることが喫緊の課題である。

そのため、福祉用具について、経済産業省の行う製品の品質を示すJISマーク制度と相まって、利用者及び利用場面を想定した「製品の利便性」（＝使い勝手）について評価を行う福祉用具臨床的評価（安全性・操作性・機能性等）事業を行うことを平成21年度予算（案）として計上しているところである。

各都道府県・保険者におかれては本事業の動向にご留意願くとともに、今後、安全に利用されるための参考とされたい。